

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 8 号

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計規則（昭和 29 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>から まで <省略></p> <p>派出所 <u>指定金融機関又は指定代理金融機関の瀬戸市役所派出所をいう。</u></p> <p>支払切符 派出所と瀬戸市で、普通預金により払出を行うことを約した上で、その切符の所有者に支払をするよう依頼する文書をいう。</p> <p>（納入済通知の受理及び整理）</p> <p>第 8 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 各課等の長は、株式会社ゆうちょ銀行から領収済通知書、振替受払通知票及び振替公金払込高通知書の送付を受けたときは、会計管理者に通知し、領収済通知書を添えて<u>指定金融機関の瀬戸支店</u>に払い込まなければならない。</p> <p>（支払の方法）</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>から まで <省略></p> <p>派出所 <u>瀬戸市指定金融機関瀬戸市役所派出所をいう。</u></p> <p>支払切符 派出所又は指定代理金融機関本店と瀬戸市で、普通預金により払出を行うことを約した上で、その切符の所有者に支払をするよう依頼する文書をいう。</p> <p>（納入済通知の受理及び整理）</p> <p>第 8 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 各課等の長は、株式会社ゆうちょ銀行から領収済通知書、振替受払通知票及び振替公金払込高通知書の送付を受けたときは、会計管理者に通知し、領収済通知書及び振替小切手を添えて<u>派出所</u>に払い込まなければならない。</p> <p>（支払の方法）</p>

<p>第13条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 会計管理者は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定める方法により支払を行うものとする。</p> <p>及び <省略></p> <p>前渡金管理者への支出命令を受けた場合 支払切符を交付し、その引換えに、領収書を 徴すること。</p> <p>4から6まで <省略></p> <p>(資金前渡)</p> <p>第15条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず前渡金管理者は、次 に掲げる場合は、支払いを会計課長に委任する ものとする。</p> <p>及び <省略></p> <p>指定金融機関の瀬戸支店又は指定代理金融 機関の本店で支払う場合</p> <p><省略></p> <p>(前金払)</p> <p>第15条の9 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(使用印の通知)</p> <p>第43条 指定金融機関及び指定代理金融機関 は、公金の取扱いに使用する印鑑を会計管理者 に通知しなければならない。</p>	<p>第13条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 会計管理者は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定める方法により支払を行うものとする。</p> <p>及び <省略></p> <p>前途金管理者への支出命令を受けた場合 支払切符を交付し、その引換えに、領収書を 徴すること。</p> <p>4から6まで <省略></p> <p>(資金前渡)</p> <p>第15条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず前渡金管理者は、次 に掲げる場合は、支払いを会計課長に委任する ものとする。</p> <p>及び <省略></p> <p>指定金融機関の瀬戸支店で支払う場合</p> <p><省略></p> <p>(前金払)</p> <p>第15条の9 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <u>前金払を受けようとするときは、支出命令書 の欄外右肩にその旨を記載するほか、その事由 及び計算の基礎を記載しなければならない。</u></p> <p>(使用印の通知)</p> <p>第43条 指定金融機関は、公金の取扱いに使用 する印鑑を会計管理者に通知しなければならない。</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第 8 条 第 3 項の改正規定 平成 2 3 年 4 月 1 日

第 8 条 第 3 項及び第 1 3 条 第 3 項 第 3 号の改正規定を除く改正規定

平成 2 3 年 7 月 1 日